

安定した高齢者医療制度を目指して

愛知県後期高齢者医療広域連合

愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営するために県内全ての市町村で組織された特別地方公共団体です。

令和5年6月16日（金）
愛知県後期高齢者医療広域連合
（名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館内）
電話 052-955-1246
FAX 052-955-1298

後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合の誤りについて

1 概要

広域連合では、75歳となる方には、その前月に後期高齢者医療被保険者証をお送りしています。令和4年12月に75歳となる方に令和4年11月に被保険者証をお送りしましたが、そのうち1名の方に対し、本来は窓口負担割合を「1割」と記載すべきところ、誤って「2割」と記載した被保険者証を作成し送付したことが判明しました。

2 記載誤りへの対応

記載誤りの被保険者証を送付した被保険者の方には、謝罪のうえ、正しい窓口負担割合を記載した被保険者証を6月14日（水）に発送し、6月15日（木）にお手元に届いたことを確認しました。

3 記載誤りが発生した原因

後期高齢者医療の窓口負担割合は、被保険者の前年所得により世帯単位で判定しますが、前年12月31日現在において、19歳未満の世帯員がいる世帯の世帯主である被保険者の所得について扶養控除（※）が適用される場合があります。扶養控除の該当者については、扶養控除適用後の所得により、窓口負担割合を判定します。

令和4年10月から新たに窓口負担割合2割の区分が導入されたことに伴い、2割負担から1割負担に変更となる可能性のある被保険者を抽出するプログラムを独自に作成し、扶養控除が適用される可能性のある被保険者の抽出を行いました。この抽出から対象の方が漏れてしまい、扶養控除の適用がされず、結果として誤った窓口負担割合を記載した被保険者証を送付しました。

なお、抽出プログラムについては、国が開発したプログラムもありますが、当広域連合においては、扶養控除の可能性のある被保険者をなるべく絞り込んで市町村に提供することで、市町村の負担軽減を図る目的で、独自のプログラムを用いて抽出作業を行ってまいりました。

4 再発防止策

新たに作った当広域連合の独自プログラムでは、正しい抽出作業ができない可能性があることから、令和4年12月発送分より抽出プログラムを国が開発したものに變更しております。

なお、独自プログラムでの抽出作業について、他に漏れがなかったかどうか、現在調査を行っております。

（※）扶養控除…同一世帯に19歳未満であって、その合計所得金額（給与所得が含まれる場合は、給与所得控除後さらに10万円を控除して計算。0円を下回る場合は0円として計算。）が38万円以下の世帯員がいる世帯の世帯主である被保険者の所得については、次の金額を課税所得から控除するもの。

「扶養控除」=(33万円×16歳未満の人数)+(12万円×16歳以上19歳未満の人数)